

第8回（仮称）箱根町住民自治基本条例策定委員会 会議録

日時：平成19年6月18日（月）17：00～19：40
場所：箱根町役場分庁舎第5会議室
出席者：策定委員 芝、小川、清野、田崎、村上
箱根町 古谷、吉田
サ-ハ`イリサ-チセンター 一杉、藁科、森

1 挨拶

副委員長 | 今回も前回までの確認を含めて進めていきたいと思うので、よろしくお願いしたい。

2 住民アンケートについて

事務局 | リーフレットの説明
住民アンケートの説明

委員 | 委員ではない町民が、初めてリーフレットを見たとき、どう感じるのかと思う。最近、条例への関心度は一部では高まっているが全体としては、広報やいろいろな媒体でPRをしているにも関わらず、まだ認知が足りないと感じる。内容的に固いイメージがあり、抽象的なため仕方がないかもしれない。

委員 | 説明用のリーフレットは、目に優しい緑色の用紙で、字も大きく、見やすくなったと思う。後は回収率がどうなるかである。

委員 | 家族が2,000人の1人に選ばれた。率直に見やすいなと思った。家族は、私が委員をやっているので関心を持って見てくれたが、最初の取掛りが難しい議題なので、さらっと目を通して終わりという人が多いのではないと思う。
私の仕事としては、何かの会合があったときに、

- 自分がこういう場に出ていることを話して、少しでもこの条例案について耳を傾けてもらえるように心がけていきたいと思う。
- 委員 子どもが義務教育を終え、子育てが一段落してしまうと、行政への感心は薄くなってしまいうように思う。行政や自治に関心のない人は、回答をしないで終わってしまうかもしれない。
- 委員 アンケートの回収率が悪かった場合に何か方策はあるのか。
- 事務局 アンケートの目的は、住民意見の聴取 啓発・周知である。今までのアンケート調査（総合計画・男女共同参画等）の実績では、2,000人抽出で38～40%くらいの回収率があり、今回も同程度を見込んでいる。
- また、2,000人にアンケートが配布されることによって、少しでも目に付くはずなので、啓発・周知という目的は果たすことができる。それを今後、パブリックコメントやフォーラムにつなげていきたいと考えている。
- 委員 自治基本条例は、総合計画や男女共同参画とは意味合いもレベルも違う。アンケートを送った、回覧板を回したという話で本当にいいのだろうか。条例が出来上がってから、いろいろな場面で「これはいつ決めたの？」という発想のレベルの人も出てくると思う。最終期日までの間に、アンケートに協力を促すようなアクションを起こせないものか。
- 事務局 回覧・ホームページ等でフォローはしていきたい。
- 委員 アンケートは、内容を良く見れば分かりやすいので、二重・三重にフォローをしていただきたい。パブリックコメントは実施したのか。
- 事務局 昨年の11月に3本立て（総合計画・広域行政・自治基本条例）で各地域を回り意見を伺った。今後

は、骨格ができた段階で懇談会を開く予定である。またパブリックコメントについても実施していきたい。

3 条例素案の骨子について

促進役

町民の定義について

最初に「町民の範囲」については、統一した見解をもって望むということでスタートさせていただきたい。なお条例をつくるにあたり、これでなければいけないということではない。

町民とは、「住民」に加え「別荘に住んでいる人、活動者」さらには、「事業者、NPO、団体」までを含めたものとしている。

また「観光客、滞在者、箱根を愛している人」に関しては、町民には含めずにアンケートとリーフレットを作成してきた。今の段階ではこのように取り扱っていることをご理解いただきたい。

この町民の範囲については、委員会の中で検討を重ねていかなければならない重要事項となる。

促進役

情報共有・情報公開について。

それでは、一般的に使われている条文を参考にして、改善点・不明点などのご意見をいただきたい。

委員

項目（見出し）についても固める必要があるのか。それによって条文の内容にも影響があると思うが。

促進役

項目については、考えていただかなくていい。まずは、盛り込む内容について協議していただきたい。皆さんが難しいと思われるのは言い回しのところだと思う。

委員

「知る権利」は分かるが、「実効的保障」と言われても意味が分からない。

促進役

「実効的保障」という言葉がない方がわかりやすいだろうか。

委員	保障するということは大事なことだと思う。
委員	言葉自体は難しいが、個人情報の保護というのは、町の知っている限りの個人情報は秘密を守るべきであって、個人としては町が有する自分の情報は町に聞けば（閲覧すれば）、すべて知る権利があると解釈していた。
促進役	ポイントの方がわかりやすいかもしれない。ポイントに対して何か意見はあるか。
委員	このポイントで出ている以外のポイントについては、どういう扱いになるのか。
促進役	情報の公開・提供でいえば、ここでは町政に関係のないことについては、積極的に公開しなくてもいいと言える。町が行政運営をするにあたって、知り得ている情報を積極的に公開していくということである。
委員	その他の町の有する情報に関しては、基本は公開という解釈か。
促進役	町が有している行政に関する情報というのは、基本は公開である
委員	行政機関が持っている情報というのは何か。町民憲章とかというレベルか。
促進役	そうではない。箱根町情報公開条例でも町政に関する情報という言葉を使っていると思う。その中でも、個人情報については特に守らなければいけないということで別立ての条例ができています。今私たちがつくろうとしている自治基本条例は、二つの条例の上にくる位置付けとなる。そのため、この両方について説明しておかなければならない。
委員	現行158の条例の中に書いてあるということか。
事務局	書いてある。既に個別での情報公開・個人情報保護に関する条例はあるので、自治基本条例では、情

	<p>報は共有していくということである。情報の共有というのは一番の基本である。知らなければまちづくりに参加できないので、情報を共有することからスタートするということである。</p>
促進役	<p>細かくはここでは書かれていない。一つずつあげていくと、ものすごい量になってしまう。基本条例の下にいくつもの条例がでてくるので、ここではあまり限定せずに、町の持っている情報を出していきましょうという程度に抑えている。</p>
委員	<p>本当は、情報公開の手段方法まで書ければ解釈しやすいなと思う。それを言葉で考えていけたらと思う。</p>
促進役	<p>情報公開条例と個人情報保護条例を見合わせて、少し細かい表現ができるかどうか検討していきたいと思う。</p>
促進役	<p>住民参加について</p> <p>住民投票については、項目として盛り込むかどうかはまだ検討中である。住民投票については、一般的に使われている条文にもあるように、自治基本条例で位置付けだけをしている。必要な要件などの詳細は別の条例で定めるといふ、委任していくやり方がとられている。もちろん、細かいところまで規定している町もある。そのあたりは議論の余地があると思う。</p> <p>また、住民要望についても位置付けをしましょうということである。</p> <p>以上、二点についてご意見をいただきたいと思う。</p>
委員	<p>住民要望というのは、「すぐやる課」と同じか。</p>
促進役	<p>関連はある。「すぐやる課」はどちらかといえば作業的なものを含んでいる。住民要望は現場へ行って何かをするというよりは、1対1で話し合いを通じて、その場での対応という意味合いを持っている。</p>

- 委員 責任をいろいろなところへ回してしまうこともあるのではないか。
- 委員 住民投票で気になるのは、一般的に使われている条文では「町長は住民投票を行うことができる」と書いてあるが、ポイントでは「町民は住民投票の実施の請求をすることができる」とある。条文にはその部分が載っていないが、どのように解釈したらいいのか。
- 促進役 住民投票の必要事項ということで載せているところもある。基本条例の中で規定することもできるし、別の条例で決めることもできる。また、住民投票自体が必要ないということであれば、項目を条文に載せないこともできる。
最終的な実施の判断は町長にあり、そして議会で認めてもらうという形になる。
- 委員 町長には拒否権もあるのか。
- 促進役 拒否権もある。住民の側からすると、その権利が何もないということになるので、一定の権利が保障できるようにしようということである。
- 委員長 住民投票は、合併がらみくらいしか見たことがない。今後、住民投票があり得るのであれば残しておいた方がいいと思う。
- 促進役 一般的に使われている条文の中での言葉の使い方としては、「町政に関する特別重要な事項について」とあいまいな言い方をしている。重要度の判断は町長が行う。
- 委員長 個人的な意見としては、住民投票の項目は残した方がいいと思う。具体的なところまで規定する必要はないが、請求ができるという権利は残しておく方がいい。
- 委員 他の自治体では、条例の中に細かい規定をしているところがあるか。

- 事務局 平塚市は別の条例で定めると規定しており、湯河原町は項目自体を載せていない。
- 委員長 できるかできないかは別として、請求できるという道筋は示しておいた方がいいと思う。
- 促進役 項目としては残しておくが、細かいことについては別の条例で定めるという形で進めていくという方向でよいか。
- 委員長 住民要望は、今まで国の方での決まりはあったのか。
- 事務局 これは今までも実際にやっていることである。自治会などから要望がきた場合、町としての考え方を常に回答している。ただ、今回はそれをルールにして載せていくということである。
- 委員長 自治会要望に関する回答は迅速だけど、誠実に感じない。条文に「誠実に」とは入れることはできないのか。
- 促進役 「誠実に」という言葉を一言入れるか入れないかで意味合いは大きく変わってくる。それを根拠にすべてに理由をつけて住民に回答しなくてはならない。それに耐えうるかどうかというところである。
- 委員長 これについては役所でも検討会をやると思うが、そうすると「誠実に」という言葉は入らないのではないだろうか。変な風に揚げ足をとられたらまずいから。しかし、我々住民側としては入れてみたい。
- 事務局 「誠実に」というのは、お金に絡むことや人的なパワーが必要な場合、人口が減って予算が厳しい中で、それだけのパワーがあるのかということである。住民の方にできるところまでお願いするとか、そういった役割分担が当然必要になってくると思う。
- 委員長 「応答しなければなりません」という言葉が入っていない。誠実に実行しろという無理があるかもし

- れないが、誠実に応答するということはできると思う。
- 促進役 住民要望については、ただ単に応答すればいいということではなく、きちんとした説明で誠実に応答してほしいということが望まれているようである。
住民投票については、項目については入れていく。ただし細かい規定については別の条例に委ねる形で進めていく。
- 委員長 **住民自治**
次に住民自治についてだが、町長や職員の権利はどこにあるのか。責務は分かるが。
- 促進役 他の町はこの内容だと権利はない。町長に関しては権限なるものがあるが、ここは責務だけにしておいてよろしいか。
- 委員 ここは、特に問題がないと思う。
- 委員長 **協働・コミュニティについて**
箱根の場合は具体的にどういう団体があるのか。またその範囲はどこまでか。
- 事務局 自治会が一番大きい組織である。また町では、コミュニティに対する支援事業を行っている。自主的に地域振興活動をする団体を募っているが、なかなか手があがってこないのが現状である。
- 委員 活動を支援するような文章を入れたい。それと新しい住民をどうするか、というのが問題だと思う。
- 委員 社協の活動やスポーツ財団の活動はここに入るのか。
- 事務局 新たな組織を立ち上げて、活動をする場合のみである。内容にもよるが、地域に対して活動する団体への事業である。
- 事務局 コミュニティの範囲としては、地方分権の考え方の中で「補完性の原理」というのがあり、住民がで

- きることは住民で、住民ができない場合は地域で、さらに地域で無理なら市町村、それでも無理なら県、国へという住民発信型で広まっていくというものがある。一番大きい概念で言うのであれば、住民ではできないけれど、市町村に頼むほどのものでもないものまでが、地域コミュニティ活動にあたると思う。
- 委員長 「尊重するものとしませう」というのは、もう少し具体的な方がいいのかなと思う。
- 促進役 「支援します」でもいいと思う。町は支援する、住民は積極的にコミュニティ活動を行うという2点を盛り込んではどうだろうか。
- 事務局 正に「協働」ということがコミュニティには重要だと思う。町民と議会と行政の協働、さらに協働の中には、自分たちでできることは自分たちで行い、町が補えるものは町が補うというまちづくりの基本の部分がある。
- 委員 活動支援については、条文として盛り込むべきだと思う。
- 事務局 自立できるまでは支援していき、成長するお手伝いをするという形になるうかと思う。
- 委員 「支援する」を入れた方が分かりやすいと思う。
- 委員 住民が認めなければだめだと思う。
- 事務局 もちろん、税金を使って支援をするので、審査はきちんと行う。
- 委員長 基本条例としては、支援することは載せて、審査・運用についてはうたわなくて良い気がする。
- 促進役 条例を読んでいるだけでは分からないため、解説文を入れて説明していきたいと思う。
- 委員 **行政組織・職員について**
公益通報とは、何か定義があるのか。

促進役	国レベルの話である。公益通報に関しては、民間企業も同様である。知っているものは隠さない、告発をした本人に対しては重い刑罰を与えないということである。
委員	モラルの問題は、どこに入るのか。
委員	それは服務規程や職務規程でいいのでは。
委員長	人材の育成、エンパワーメントに関しては、町長の責務と対応しているのか。
促進役	いろいろなところに関連がある状態で残っているので、まだ精査が必要である。町長の責務と一つにまとめていいと思う。
委員長	結局、任命するのは町長なので、それでいいと思う。
複数委員	政策形成 特に意見なし（総合計画）
促進役	行政評価という言葉聞いたことがあるだろうか。よくやられているのは、事務事業の評価と呼ばれているものである。 現在、箱根町において、行政評価の大きな仕組みは確立されていないということで懸念はある。
事務局	今年度の機構改革で政策秘書室が新設され、現在そちらで行政評価について検討をしている。
委員長	必要なことだと思う。
委員	箱物を建ててしまった場合には、利用価値などというのは分からないのではないかと。
事務局	確かにそうなのだが、運用面での工夫などはできるので、評価自体は必要だと思います。
促進役	道路をつくるとか、建物をつくるといったハード事業に関する評価と、サービスを提供する窓口の業

	務を行うといったソフト面の評価と大きく分かれると思う。
委員	それが見やすくなってきて指定管理者とかという話になる。その基準として非常に必要だと思う。
事務局	感覚的に見てきたものが、数字で評価できる。
促進役	情報提供にも絡んでくる。ただ提供すればいいということではなく、偏った情報ではいけない。
委員	財政運営も見えにくい。分かりやすくしたい。
委員長	ポイントは分かりやすいけれど、文章にすると内容がよくわからない。分かりやすい言葉に変えられないか。
促進役	仮に使うとすれば解説文が必要であろうし、そこまでしなくてもいいというのであればポイントに近い形での表現にする。
委員	現在、会計に関して外部監査機関はあるか。
事務局	現在、監査委員として議員から1名、外部の人1名の計2名で審査をやっている。
委員長	議会について 内容的にはこんな感じでいいと思う。
委員	あまりインパクトはないが、他に言いようがない。
促進役	議会についても権限は抜いて責務にする。
複数委員	異議なし。
促進役	次回は残りの項目を進めていくこととしたい。
委員長	本日は具体的な条文の検討ということで難しかったと思うが、内容的にかなり進展したと思う。次回は一カ月後となるが宜しくお願いした。